

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

公有水面埋立の承認

保険医療機関の指定

土地改良の設立説

11

建設業者の登録

家畜人工授精師

開設 富士放送会社の企画

昭和三十五年六月七日付

七十二號中訂正

告示

鳥取県告示第二百九十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二

七
た

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石

破

1

朗

鳥取県告示第二百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条

三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

第三港灣建設局長 東

寿

第一項の規定により、昭和三十五年六月十三日より、
おり公有水面の埋立を承認した。

鳥取県告示第二百九十四号	昭和三十五年二月十二日付けで鳥取市竹生前田政雄は か十四人の者から申請のあつた竹生土地改良区の設立認可 について、それを適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、 次のように縦覧に供する。
鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和三十五年六月十七日
一 縦覧に供する書類の名称	〔一〕 土地改良事業計画書の写
口 定款の写	
二 縦覧に供する期間	昭和三十五年六月十八日から二十日間とする。
三 縦覧に供する場所	氣高郡青谷町大字青谷 青谷町役場

名 称 所 在 地 診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
中野 医院 東伯郡東伯町保 内科、皮フ科	中野 治	昭和三五、五、二三	乙ノ二
辻谷 医院 米子市糀町二丁目 外科、皮フ科、	辻谷 賢三	五、二三	五、二三
弓場 外科医院 " 万能町七四 肝門、胃腸科	弓場 正夫	五、三	乙ノ二
名島 外科医院 倉吉市東岩倉町 泌尿、肛門科	名島 俊一	五、二十五	五、二〇
勝部 診療所 気高郡青谷町紙屋 内科、整形外科、浜田 哲男	勝部 診療所	五、一	甲
鳥取県告示第二百九十三号	鳥取県知事 石 破 二 朗		
昭和三十五年二月十二日付けで鳥取市竹生前田政雄は か十四人の者から申請のあつた神坂土地改良区の設立認可 について、それを適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、 次のように縦覧に供する。			
昭和三十五年六月十七日			
一 縦覧に供する書類の名称	〔一〕 土地改良事業計画書の写		
口 定款の写			
二 縦覧に供する期間	昭和三十五年六月十八日から二十日間とする。		
三 縦覧に供する場所	鳥取市役所		
一 縦覧に供する書類の名称	〔一〕 土地改良事業計画書の写		
口 定款の写			
二 縦覧に供する期間	昭和三十五年六月十八日から二十日とする。		
三 縦覧に供する場所	鳥取市役所		

鳥取県告示第二百九十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石破二朗

朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
(一)(六五七号)	昭三五、五、一二	大西工務所	気高郡青谷町山根	大西時晴
第六五八号	五、一六	(有)勢川鉄工所	鳥取市今町二丁目	勢川喜代治
第六五九号	五、一六	可世木組	八頭郡河原町佐貫	可世木英隆
第四九一号	五、一八	三共建設	西伯郡伯仙町尾高	下本就音
第二四六号	三、一七	赤松商会	鳥取市上魚町三四	赤松幸太郎
第三一二号	三、二五	(株)大和建設	八頭郡智頭町智頭	笛尾国藏
第三〇九号	三、九	徳岡鉄工所	米子市久米町二〇	徳岡兼太郎
第三一八号	四、一九	(有)三興工業	" 錦町三丁目	奥村 整

第四二五号	五、一四	中尾建設	八頭郡若桜町若桜	中尾文昭
第六六〇号	四、一〇	(有)光花水道工業	鳥取市立川町四丁目	
第六六三号	五、二八	中村産業	" 元鍛物師町	中村竹夫
第五〇四号	五、一八	(株)聖建設	" 西町四丁目	山住達雄
第三二七号	五、二八	寺谷建設	岩美郡岩美町大字陸上	寺谷兼治
第三二四号	五、五	安田工務店	鳥取市瓦町	安田信義
第四二四号	五、八	(有)城東建設	" 薮片原町一八	伊藤行夫
第六六一號	六、三	中前工務店	日野郡江府町江尾	中前千松
第六六二号	六、三	米原建設事務所	" 溝口町三部	米原清衛
第四二八号	五、一九	(有)尾崎製作所	鳥取市行徳一八四の二	尾崎芳春
第四二七号	五、一九	松岡組	日野郡日南町新屋	松岡寛一

鳥取県告示第二百九十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十五年六月十七日

鳥取県知事 石破二朗

家畜人工授精師免許の部

免許証番号	家畜人工授精師として業務を行なう 家畜の種類	住 所	氏 名
第五一五号	牛	鳥取県八頭郡八東町大字富枝一五二	矢部保夫
第五一六号	豚	氣高郡氣高町八幡二一〇	吉谷正
第五一七号	牛 全家畜	鹿野町字鹿野一、三〇〇の二	山形長正
第五一八号	豚	西伯郡中山町下市八四四の一二	入江基博
第五一九号	豚	岸本町小林藍野八七の一	高木忠孝
第五二〇号	"	米子市両三柳四、四六〇	大江寿夫
第五二一號	"	加茂市當住宅四、六五五の一	岡田弥一
第五二二号	"	境港市新屋町六〇〇	堀田陞
第五二三号	"	上道町四四三	岩本
第五二四号	"	米子市両三柳二、三〇八	

第五二五号

境港市渡町二、六四九の八

門脇敏広

第五二六号

米子市勝田町七六

上杉福次

第五二七号

大崎一、七七七の一

木村博

第五二八号

西伯郡岸本町坂長八六一

船橋寛

第五二九号

岡山県新見市新見一、九九四

佐藤準

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号	家畜人工授精所の名称	住 所	氏 名
第一五〇号	山形家畜人工授精所	鳥取県気高郡鹿野町字鹿野	山形長正

教育委員会告示

二場所 日野郡江府町 県立日野実業高等学校

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年六月十七日 午後一時

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

- 1 鳥取県育英奨学生の決定について
2 鳥取県社会教育委員の委嘱について

00769

昭和35年6月17日 金曜日 鳥取県公報 第3132号 8

正

誤

昭和三十五年六月七日付け鳥取県告示第二百七十二号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

1 頁 終りから1 行 誤 ひで子 ひて子 正

昭和四年四月十五日第三種郵便物
発行日 火、金

印 刷 行 鳥取県鳥取市東町一丁目
刷 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
印 鳥 取 市 栗 谷 町
刷 鳥 取 市 栗 谷 町
印 印 刷 所 県